

保護観察対象者の再犯に関連する要因

法務省保護局観察課 処遇企画官 勝田 聡

(要約)

本研究の目的は、日本の仮釈放者及び保護観察付全部猶予者の再犯予測因子を明らかにすることである。仮釈放者及び保護観察付全部猶予者各500人の保護観察開始時のデータを収集し、仮釈放者と保護観察付全部猶予者のそれぞれについて、刑事処分歴の有無を因子として、Kaplan-Meier法により、再犯率の比較を行った結果、刑事処分歴がある群のほうがない群よりも有意に再犯率が高かった。多変量のCox比例ハザード分析を行った結果、仮釈放者は、交通事件以外であること、受刑回数が多いこと、飲酒の問題があること及び就労に問題があることが、保護観察付全部猶予者は、学歴が中学卒業以下であること、保護処分歴があること、罰金以上の刑事処分歴があること、覚せい剤事犯であること及びギャンブルの問題があることが、それぞれ、再犯の予測因子であることが見出された。これらの結果を踏まえて、有意だった変数の該当数等によるスケールを作成した。

キーワード：日本、保護観察付執行猶予者、仮釈放者、再犯

1 問題と目的

犯罪者や非行少年の再犯や再非行を防ぎ、改善更生を促進するためには、再犯リスクの高さに応じた密度により、再犯を誘発する要因に焦点を当てて、その対象者に適合する方法により処遇を行うことが有益であるという考え方が提唱されている(Andrews & Bonta, 2010)。この考え方は、リスク・ニード・レスポンスビリティ・モデル(RNRモデル)と呼ばれ、多くの国の犯罪者処遇の実践に活用されている。多くの研究者は、RNR

モデルに準拠した犯罪者処遇は再犯防止効果が高いことを検証してきた(Andrews & Dowden, 2006; Hanson, Bourgon, Helmus, & Hodgson, 2009; Prendergast, Pearson, Podus, Hamilton, & Greenwell, 2013)。日本における犯罪者や非行少年の社会内処遇である更生保護制度においても、保護観察¹における指導監督について、保護観察対象者の個々の状況を考慮し、犯罪や非行に結び付くおそれのある可能性と、保護観察対象者の改善更生に係る状態の変化を的確に

1 保護観察とは、犯罪者や非行少年の再犯や再非行を防ぎ、改善更生を促進することを目的とする社会内処遇である。保護観察官や保護司の面接を受けること、犯罪や非行に結び付く行動をしないことなどの特定の遵守事項や生活行動指針を定め、それを守るように指導監督や補導援護を行う。

把握し、必要かつ相当な限度で行っている（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則第41条第1項）。すなわち、更生保護法や同法に基づく制度は、すでに、再犯リスクの把握、再犯誘発要因に焦点を当てること、及び、対象者に適合する方法をとること、すなわちRNRモデルを包含しているといえる（勝田, 2016）。

再犯リスクに応じた密度の処遇を行うためには、そのリスクを評価する必要がある。欧米諸国においては、複数の要因を含んだ再犯リスクの測定ツールが開発されてきた。例えば、Andrews, Bonta, & Wormith (2004) は、(a) 犯罪歴、(b) 修学／就労、(c) 家族／婚姻、(d) 余暇、(e) 仲間、(f) アルコール／薬物問題、(g) 犯罪的な態度、(h) 反社会的行動パターン等を要因とするアセスメント・ツールである Level of Service / Case Management Inventory を開発した。California Department of Corrections and Rehabilitation (2008) は、(a) 教育、就労及び生計に関する能力の制約、(b) 反社会的な態度やビリーフ、(c) 反社会的な交友及び社会適応的な仲間からの孤立、(d) 気質の問題や衝動性の高さ、並びに、(e) 家庭における不適切な養育を要因とする Correctional Offender Management Profiling for Alternative Sanctions を開発した。Johnson, Lowenkamp, VanBenschoten, & Robinson (2011) は、社会内処遇における再犯リスクの測定ツールとして Post Conviction Risk Assessment を開発したが、その測定項目を次の13項目としている。す

なわち、(a) 逮捕歴、(b) 遵守事項違反、(c) 多種類の犯罪歴、(d) 施設内処遇での不適応、(e) 暴力犯歴、(f) 処遇開始時の年齢、(g) 学歴、(h) 就労、(i) アルコール摂取に関連する問題、(j) 薬物の乱用、(k) 家庭や結婚、(l) 社会適応的な支え手、及び (m) 指導者への態度や自分が変化することの動機付けである。

これら先行研究の測定項目は、対象者の置かれた環境、行動及び心理状態に関する変化しうる動的なリスク要因と、対象者の経歴等の変化しない静的なリスク要因を含んでいる。これらの要因のうち、最も再犯を予測している要因は、犯罪や非行の経歴であることが明らかにされている (e.g., Bonta, Law, & Hanson, 1998; Cottle, Lee, & Heilbrun, 2001; Hanson & Bussière, 1998)。我が国における研究状況を見ると、森・高橋・大淵 (2016) は、(a) 非行歴、(b) 家庭状況・養育、(c) 教育・雇用、(d) 仲間関係、(e) 物質乱用、(f) 余暇・娯楽、(g) 人格・行動及び (h) 態度・志向を要因とする、少年用サービス水準／ケースマネジメント目録 (Hoge & Andrews, 2002) を和訳し、少年鑑別所に送致された少年に実施し、その再犯予測力を検証している。さらに、性犯罪者に関して、リスク・アセスメントを実施し、その検証を行った研究もあり、受刑者を対象とするもの (山本・松嶋, 2012a,b)、保護観察対象者を対象とするもの (勝田・羽間, 2013) がある。

法務省保護局は、1971年から、保護観察対象者の (a) 年齢、(b) 罪名・非行名、(c) 保護観察期間、(d) 家庭、(e) 生育歴、(f) 居

住状況, (g) 生計, (h) 暴力団関係, (i) 薬物使用歴, (j) 保護処分歴, (k) 刑事処分歴及び (l) 就労の要因を評価し, 保護観察実施上の難易度を判断する分類処遇制度を実施した。さらに, 同局は, 2008年6月から段階別処遇制度を導入し, 罪名, 保護処分歴, 刑事処分歴, 特別遵守事項や生活行動指針の設定数に基づいて, 保護観察対象者との接触頻度や方法を判断することとした。これに伴い, 分類処遇制度は廃止された。しかし, 特別遵守事項は, 再犯を誘発する要因のみについて設定されるものではなく, 就労や通学の継続等改善更生のために有益な活動(更生保護法第51条第2項第2号), 生活状況に関する事前申告(同項第3号), 一定のプログラムの受講(同項第4号), 社会貢献活動(同項第6号), 更生保護施設の規律の遵守, 交通に関する学習の実施等, 指導監督を行うために必要な事項(同項第7号)を含んでいる。さらに, 生活行動指針にも, 再犯とは直接関係はないが, 改善更生を促進するために有益な事項(社会参加活動への参加等)を含んでいる(cf 勝田, 2016)。再犯や再非行リスクの高低をよりの確に判別するためには, 保護観察対象者の再犯や再非行と関連する要因を明らかにした上で, 一定の指標を開発することが求められる。

西川・大場・寺戸(2006)は, 保護観察開始6月後の予後不良を予測する変数について, (a) 年齢/保護観察期間, (b) 犯罪・非

行経験, (c) 処分歴, (d) 家庭環境, (e) 就労・就学, (f) 不良交友等であることを明らかにした。ただし, この研究は保護観察開始6月後という短期的な再犯の予測にとどまっている点に限界が認められる。法律上, 保護観察処分少年の保護観察期間は2年以上であり(更生保護法第66条), 保護観察付執行猶予者が1年以上5年以下であることを踏まえると(刑法第25条第1項, 第27条の2第1項), より長期的な再犯を予測する変数を明らかにすることが求められる。

日本の保護観察対象者には, 保護観察処分少年, 少年院仮退院者, 仮釈放者及び保護観察付執行猶予者が含まれている²。家庭裁判所における一般保護事件の終局人員について, 保護観察決定を受けた少年の43.2%, 少年院送致決定を受けた少年の99.3%は観護措置により少年鑑別所に収容されている(最高裁判所, 2017)。法務省(2013)は, 少年鑑別所におけるアセスメントのため, (a) 生育環境, (b) 学校適応, (c) 問題行動歴, (d) 非行・保護歴, (e) 本件態様, (f) 保護者との関係性, (g) 社会適応力, (h) 自己統制力及び (i) 逸脱親和性を要因とする法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)を開発した。しかしながら, 日本の保護観察対象者のうち, 少年鑑別所のアセスメントの対象とならない仮釈放者及び保護観察付全部猶予者については, 再犯を予測する因子が明らかにされていない。

2 保護観察処分少年とは, 家庭裁判所において保護観察処分決定を受けた者であり, 少年院仮退院者とは, 家庭裁判所において少年院送致決定を受け, 少年院に収容されたが, 地方更生保護委員会の決定により仮退院を許された者である。仮釈放者とは, 刑事施設等から刑期満了前に仮釈放を許された者であり, 保護観察付全部猶予者とは, 裁判所において刑の全部の執行を猶予され, その際に保護観察に付する旨の言い渡しを受けた者である。

一方、仮釈放者と保護観察付全部猶予者について対比すると、仮釈放者の約98%の保護観察期間は1年以下であるのに対して、保護観察付執行猶予者の保護観察期間は法律上1年以上5年以下である(法務省, 2017)。仮釈放者は矯正施設内の処遇を受けた後に保護観察を実施するが、保護観察付全部猶予者は当初から社会内において処遇を行うこととなる。保護観察付全部猶予者よりも仮釈放者のほうが、刑事責任が重いことが一般的である。このように、仮釈放者と保護観察付執行猶予者は、保護観察期間、矯正施設における処遇の有無、犯罪の内容等において異なる。

そこで、本研究は、仮釈放者及び保護観察付全部猶予者のそれぞれについて、長期的な再犯予測因子を明らかにすることを目的とした。加えて、これら予測因子に基づくスケールの作成を試みた。なお、本研究における意見にわたる部分については、筆者個人のものであり、法務省の見解ではない。

2 方法

本研究の対象は、2011年に保護観察を新たに開始した仮釈放者及び保護観察付全部猶予者とした。再犯予測因子の候補となる変数は、法務省保護局が管理する事件管理システムから収集した。具体的には、先述したAndrews et al. (2004),

California Department of Corrections and Rehabilitation (2008), Johnson et al. (2011) 及び西川・大場・寺戸(2006)を踏まえ、保護観察開始時の(a)年齢, (b)性別, (c)本件の罪種, (d)保護観察期間, (e)保護処分歴, (f)刑事処分歴, (g)不良集団関係, (h)物質使用関係, (i)生計状況, (j)就労状況, (k)居住状況, (l)教育程度, 及び(m)余暇における行動とした。

このうち、本件の罪種は、財産犯、暴力犯、性犯罪及び交通事件とした。財産犯とは、非行名又は罪名に建造物侵入、住居侵入、窃盗、強盗又は恐喝が含まれ、下記暴力犯及び性犯罪を除外した者である。暴力犯とは、非行名又は罪名に殺人、傷害、暴行、器物損壊等が含まれ、性犯罪を除外した者である。性犯罪は、強制性交等罪のほか、性的な目的で行われた犯罪を含む。

保護処分歴とは、家庭裁判所において、不開始、不処分、児童自立支援施設・児童養護施設送致、保護観察又は少年院送致の保護処分を受けたことの有無とした。刑事処分歴は、罰金、懲役若しくは禁錮の執行猶予又は実刑判決を受けたことの有無及び受刑の回数とした。

不良集団関係は、暴力団、暴走族その他の反社会的集団との関係の有無とした。物質使用関係は、類型別処遇³における問題飲酒対象者類型及び覚せい剤事犯対象者類型の該当の有無とした。生計状況は、所持金

3 類型別処遇制度は、保護観察対象者を類型化して把握し、各類型ごとにその特性に焦点を当てた効率的・実効的な処遇を行うことを目的として、1990年から実施されている。現在の類型は、シンナー等乱用対象者、覚せい剤事犯対象者、問題飲酒対象者、暴力団関係対象者、暴走族対象者、性犯罪等対象者、精神障害等対象者、中学生対象者、校内暴力対象者、高齢対象者、無職等対象者及びギャンブル等依存刑対象者である。各類型について処遇指針が定められている。

がなく生活苦であるなど貧困であるか否かとした。就労状況は無職等対象者類型の該当の有無とし、居住状況は親族等との同居の有無とした。教育程度は中学卒業以下か否かを変数とし、余暇における行動はギャンプル等依存対象者類型の該当の有無とした。

以上の18変数について多変量解析を行うためには、500人のサンプルサイズがあれば十分であると判断し (cf. Motulsky, 2010 津崎訳 2011), 本研究の対象とした2011年に保護観察を開始した仮釈放者 ($n = 14,620$) 及び保護観察付全部猶予者 ($n = 3,398$) から、Microsoft Excel のRand 関数を使用して、仮釈放者と保護観察付全部猶予者500人ずつ合計1,000人を無作為抽出し、上記の18変数の情報を収集した。分析に当たっては、保護観察開始後5年以内に死亡したことを把握できた者を除外した。死亡者は仮釈放者1人、保護観察付全部猶予者24人だった。

分析の対象者の再犯は、保護観察開始後5年以内の再係属及び仮釈放取消し等の不良措置の有無とし、上記の事件管理システムのデータを検索することにより調査した。この再係属とは、対象者が保護観察開始後受刑に伴う生活環境の調整⁴が開始されたこと又は保護観察付執行猶予者となったことを意味する。再犯の日は、再係属の原因となった犯罪行為の判決言渡日及び不良措置

による事件事務終結日とした。

分析の方法は、まず、再犯率や各変数について、仮釈放者と保護観察付全部猶予者との相違の有無を検証した。具体的には、年齢、保護観察期間及び受刑回数はWelchの方法による一元配置の分散分析を行い、他の変数はクロス集計表を作成し、Fisherの正確検定を行った。

反社会的行動の前歴は、最も再犯を予測する変数であるとされており (Andrews & Bonta, 2010), 我が国においても、刑事処分歴のある者は再犯が高いと指摘されている (法務省, 2017)。そこで、仮釈放者と保護観察付執行猶予者について、それぞれ、刑事処分歴の有無を因子として、Kaplan-Meier 法により生存分析を行い、Log-Rank 検定により再犯率の比較を行った⁵。

再犯を予測する因子を明らかにするため、単変量のCox回帰分析を行って変数を絞り込み、比例ハザード性の仮定を満たさないものなどを除外した上で、多変量のCox比例ハザード分析(変数増加法・尤度比)を行った⁶。モデルの予測力を確認するためROC分析を行いAUCを算出した。最後に、有意な関係が認められた変数から指標を作成した上で、得点ごとの再犯率を比較するため、得点と再犯の有無とのクロス集計表を作成し、カイ二乗検定を行った上で残差分析を行った。有意水準は5%とした。

4 生活環境の調整とは、刑や保護処分の執行のために刑事施設や少年院に収容されている者について、保護観察所において、帰住先の調査や調整を行うものである。

5 生存分析とは、従属変数(本研究では再犯の有無)に対して、時間的要素を考慮した影響を解析するものである。Kaplan-Meier法とは、対象が時間の経過で事象が生じる(再犯をしていく)過程に対して一つの変数が影響するかどうかを検討するものである。

6 Cox比例ハザード分析とは、二つ以上の変数が事象(再犯)に影響するかどうかを検討するものである。

3 結果

1) 仮釈放者と保護観察付全部猶予者の比較

仮釈放者と保護観察付全部猶予者の再犯の有無や各変数を比較した結果をTable 1に示す。仮釈放者のほうが保護観察付全部猶予者よりも、年齢が有意に高く、男性が有意に多く、学歴が中学卒業以下である者

が有意に多かった。また、仮釈放者のほうが、有意に、暴力犯が少なく、保護観察期間が短く、受刑回数が多かった。さらに、仮釈放者のほうが、刑事処分歴がある者、不良集団関係がある者、覚せい剤事犯及び無職者がそれぞれ有意に多かった。

Table 1 仮釈放者と保護観察付全部猶予者の比較

	仮釈放者 (n = 499)	保護観察付全部猶予者 (n = 476)	p
再犯	36.9	33.8	.348
平均年齢 (SD)	43.4 (SD = 13.2)	37.0 (SD = 14.4)	<.001
性別 男性	90.4	84.5	.007
学歴 中学卒業以下	37.6	31.1	.036
罪種			
財産犯	37.3	39.7	.469
暴力犯	3.4	12.8	<.001
性犯罪	6.4	8.6	.224
交通事件	5.4	6.1	.681
保護観察期間 (日数)	128.3 (SD = 79.7)	1366.9 (SD = 316.0)	<.001
保護処分歴がある	29.8	31.2	.672
刑事処分歴がある	82.2	58.2	<.001
受刑回数	2.1 (SD = 2.0)	0.1 (SD = 0.6)	<.001
不良集団関係がある	11.6	6.8	.014
物質使用			
問題飲酒がある	13.8	11.3	.249
覚せい剤事犯	28.5	19.5	.001
生計 貧困	42.7	43.5	.845
就労状況 無職	33.5	24.6	.002
居住状況 親族等と同居せず	33.3	27.5	.059
余暇 ギャンブル依存	9.2	6.5	.124

注 年齢、保護観察期間及び受刑回数以外は該当者の比率である。

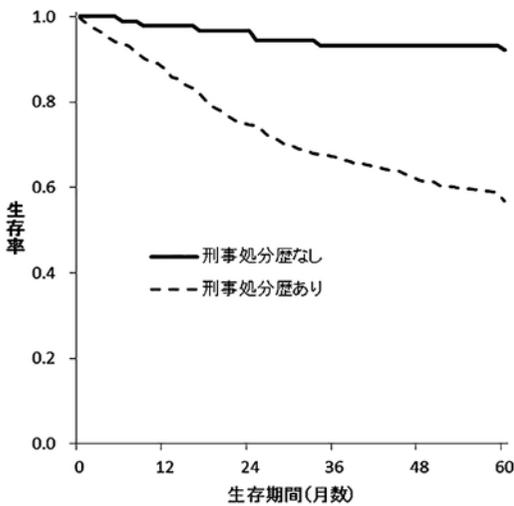
2) 仮釈放者の分析

仮釈放者499人の保護観察開始後5年以内再犯期間について刑事処分歴の有無を因子としてKaplan-Meier 法による生存分析を行った。分析の結果、184人(36.9%)が再犯に至っていた。生存期間の平均値は1,398日(13日から1,781日まで)だった。刑事処分歴がある仮釈放者の再犯率は43.2%、平均生存期間は1,333日(SD = 30.3)であり、刑事

処分歴がない者の再犯率は7.9%、平均生存期間は1,702日(SD = 35.0)だった。Log-Rank 検定の結果、刑事処分歴がある群のほうが、そうでない群よりも有意に再犯期間が短かった($\chi^2(1) = 33.78, p < .001$)。

仮釈放者について、単変量の生存分析を行った結果、再犯があることと有意の関係が認められた変数は、学歴が中学卒業以下であること($p = .022$)、財産犯であること(p

Figure 1. 仮釈放者の再犯状況



= .002), 性犯罪でないこと ($p = .006$), 交通事故でないこと ($p = .032$), 保護観察期間が短いこと ($p < .001$), 保護処分歴があること ($p < .001$), 刑事処分歴があること ($p < .001$), 受刑回数が多いこと ($p < .001$), 問題飲酒があること ($p = .014$), 覚せい剤事犯であること ($p = .002$), 無職の問題があること ($p < .001$) 及び親族等と同居していないこと ($p = .036$) だった。

多変量の比例ハザード分析を行うに当たって, 刑事処分歴の有無は, 受刑回数と強い相関が認められたため, 除外した。財産犯, 性犯罪, 保護処分歴及び覚せい剤事

犯は比例ハザード性の仮定を満たさなかったため, これらも除外した。罪名(交通事故), 学歴(中学卒業以下), 保護観察期間, 受刑回数, 問題飲酒, 無職及び居住状況を変数とした比例ハザード分析の結果, 交通事故ではないこと, 受刑回数が多いこと, 問題飲酒が認められること及び無職の問題があることが再犯を予測する因子だった (Table 2)。モデル適合性については, $\chi^2(4) = 56.77, p < .001$ だった。AUCは.77 (95%CI : .73 - .82) であり, 中程度の予測力を示した。

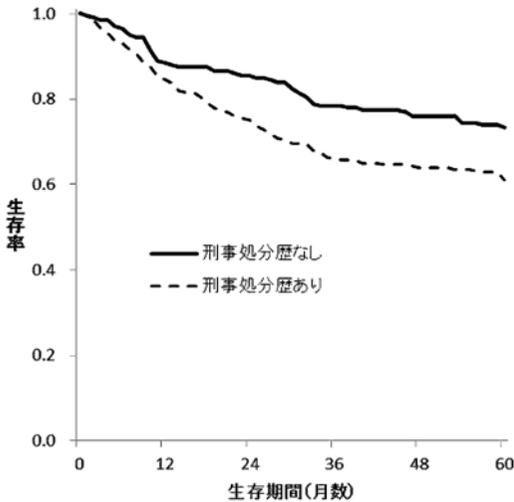
3) 保護観察付全部猶予者の分析

保護観察付全部猶予者476人の保護観察開始後5年以内再犯期間について刑事処分歴の有無を因子としてKaplan-Meier 法による生存分析を行った。分析の結果, 161人 (33.8%) が再犯に至っていた。生存期間の平均値は1,403日 (51日から1,781日まで) だった。刑事処分歴がある保護観察付全部猶予者の再犯率は 39.0%, 平均生存期間は 1,336日 ($SD = 37.9$) であり, 刑事処分歴がない者の再犯率は 26.6%, 平均生存期間は 1,498日 ($SD = 38.3$) だった。Rog-Lank 検定の結果, 刑事処分歴がある群のほうが, そう

Table 2 仮釈放者の再犯リスク予測因子

	単変量解析		多変量解析	
	ハザード比 (95%CI)	p	ハザード比 (95%CI)	p
罪種 交通事故	2.96 (1.10 - 7.97)	.032	3.29 (1.19 - 9.08)	.021
学歴 中学卒業以下	1.41 (1.05 - 1.88)	.022		
保護観察期間	0.996 (0.994 - 0.998)	< .001		
受刑回数	1.16 (1.10 - 1.23)	< .001	1.17 (1.10 - 1.24)	< .001
物質使用 問題飲酒	1.61 (1.10 - 2.34)	.014	1.95 (1.33 - 2.87)	< .001
就労状況 無職	1.75 (1.30 - 2.34)	< .001	1.69 (1.26 - 2.27)	< .001
居住状況 親族等同居	1.38 (1.02 - 1.85)	.036		

Figure 2. 保護観察付全部猶予者の再犯状況



でない群よりも有意に再犯期間が短かった ($\chi^2(1) = 8.26, p = .004$)。

保護観察付全部猶予者について、単変量の生存分析を行った結果、再犯があることと有意の関係が認められた変数は、性犯罪ではないこと ($p = .017$)、交通事件ではないこと ($p = .010$)、学歴が中学卒業以下であること ($p < .001$)、保護処分歴があること ($p = .003$)、刑事処分歴があること ($p = .004$)、覚せい剤事犯であること ($p < .001$)、貧困であること ($p = .010$)、親族等と同居していないこと ($p = .002$) 及びギャンブル依存であること ($p = .011$) だった。

多変量の比例ハザード分析を行うに当たり、これらの変数のうち交通事件及び親族等との同居は比例ハザード性の仮定を満たさなかったため、除外した。性犯罪、中学卒業以下、保護処分歴、刑事処分歴、覚せい剤事犯、貧困及びギャンブル依存を変数とした比例ハザード分析の結果、学歴が中学卒業以下であること、保護処分歴があること、刑事処分歴があること、覚せい剤事犯であること及びギャンブル等への依存があることが再犯を予測する因子だった (Table 3)。モデル適合性については、 $\chi^2(5) = 37.87, p < .001$ だった。AUCは.77 (95%CI : .72 - .82) であり、中程度の予測力を示した。

4) スケールの作成

以上の比例ハザード分析の結果、有意だった変数の該当数によるスケールを作成した。仮釈放者については、入所回数について初度を0点、2-3回を1点、4回以上を2点とし、罪種(交通事件以外)、問題飲酒及び無職の該当をそれぞれ1点とする0点から5点までのスケールを作成した。再犯の有無と得点をクロス集計した結果、得点0点の者が9人、得点5点の者が4人であったため、得点0-1

Table 3 保護観察付全部猶予者の再犯リスク予測因子

	単変量解析		多変量解析	
	ハザード比 (95%CI)	p	ハザード比 (95%CI)	p
罪種 性犯罪ではない	2.51 (1.18 - 5.35)	.017		
学歴 中学卒業以下	1.72 (1.25 - 2.37)	< .001	1.54 (1.11 - 2.13)	.010
保護処分歴	1.64 (1.19 - 2.26)	.003	1.44 (1.03 - 2.01)	.031
刑事処分歴	1.61 (1.16 - 2.24)	.004	1.57 (1.12 - 2.20)	.010
物質使用 覚せい剤事犯	1.81 (1.28 - 2.56)	< .001	1.60 (1.10 - 2.33)	.014
生計 貧困	1.50 (1.10 - 2.05)	.010		
余暇 ギャンブル	1.96 (1.17 - 3.28)	.011	1.99 (1.17 - 3.39)	.011

Table 4 仮釈放者のスケール得点と再犯率

		再犯なし	再犯あり	再犯率
0-1 点群 (n = 185)		154	31	16.8
	残差	7.1	-7.1	
2 点群 (n = 184)		104	80	43.5
	残差	-2.3	2.3	
3 点群 (n = 99)		47	52	52.5
	残差	-3.6	3.6	
4-5 点群 (n = 31)		10	21	67.7
	残差	-3.7	3.7	
全体 (n = 499)		315	184	36.9

Table 5 保護観察付全部猶予者のスケール得点と再犯率

		再犯なし	再犯あり	再犯率
0 点群 (n = 99)		82	17	17.2
	残差	3.9	-3.9	
1 点群 (n = 146)		102	44	30.1
	残差	1.1	-1.1	
2 点群 (n = 129)		82	47	36.4
	残差	-0.8	-0.8	
3-5 点群 (n = 80)		35	45	56.3
	残差	-4.7	4.7	
全体 (n = 454)		301	153	33.7

点、2点、3点及び4-5点の4群に分けて、再度クロス集計を行い、カイ二乗検定を行った結果、 $\chi^2(3) = 58.72, p < .001$ であり、残差分析の結果、0-1点群の再犯率が有意に低く、2点群、3点群及び4-5点群の再犯率が有意に高かった(Table 4)。

保護観察付全部猶予者については、学歴(中学卒業以下)、保護処分歴、刑事処分歴、覚せい剤及びギャンブルの該当の有無の数による0点から5点までのスケールを作成した。再犯の有無と得点をクロス集計した結果、得点4点の者が11人であり、得点5点の者がいなかったため、得点0点、1点、2点、3-5点の4群に分けて、再度クロス集計を行い、カイ二乗検定を行った結果、 $\chi^2(3) = 31.57, p < .001$ だった。残差分析の結果、0点群の再犯率が有意に低く、3-5点群の再犯

率が有意に高かった(Table 5)。

4 考察

本研究の目的は、仮釈放者及び保護観察付全部猶予者の再犯を予測する因子を明らかにすることだった。まず、仮釈放者と保護観察付全部猶予者の種類による再犯率や変数の相違を明らかにした。次に、比例ハザード分析の結果、仮釈放者は罪種(交通事故以外)、入所回数が多いこと、物質使用(問題飲酒)及び就労(無職)が、保護観察付全部猶予者は学歴(中学卒業以下)、保護処分歴があること、刑事処分歴があること、物質使用(覚せい剤事犯)及び余暇(ギャンブル)の問題が、それぞれ、再犯予測因子であることが見出された。仮釈放者と保護観察付全部猶予者は、異なる要因に焦点を当てたア

セスメントをする必要があると考えられる。

本研究においては、先行研究における再犯予測要因を踏まえ18変数を再犯予測因子の候補としたが、再犯と有意の関係が認められたものは仮釈放者は4変数、保護観察付全部猶予者は5変数に限られていた。本研究で有意ではなかった変数については、有意の関係が認められた変数の背景にある要因である可能性や、短期的な再犯を予測する変数である可能性があることから、さらなる分析が必要である。

本研究の結果を踏まえると、仮釈放者については、交通事件ではない一般犯罪をした者で、多数回の受刑歴があり、飲酒の問題や就労の問題がある人について、特に再犯のおそれがあることが明らかになった。保護観察付執行猶予者は、高校進学をしておらず、非行や犯罪を繰り返し、薬物の使用やギャンブルといった問題がある場合には、再犯に至る可能性が高いといえる。また、本研究において作成した、再犯予測因子の該当数によるスケール (Table 4及び5) において、仮釈放者の2点以上の群及び保護観察付執行猶予者の3点以上の群は、それぞれ、有意に再犯率が高かった。先述のとおり、RNRモデルにおいては、再犯リスクが高い人にはより密度の高い処遇を行うことが必要であるとされている。このモデルに準拠するならば、本研究において再犯率が高いと認められる群に属している対象者については、接触の頻度を増やし、あるいは、保護観察官が面接することなどして、処遇の密度を高めることによって、生活や心理状態を把握するとともに、心理規則を強化

することが有益である。加えて、このような群に属している対象者の保護観察を終了させるための良好措置についても、より慎重に検討するよう留意する必要がある。

本研究の限界について付言する。まず、本研究に含まれていない他の因子が存在している可能性が否定できない。特に、家族関係や心理状態に関する要因や、改善更生を促進する保護的要因を加えた分析が必要である。このような限界にかかわらず、本研究は、日本の仮釈放者と保護観察付全部猶予者の特徴の相違を統計的に検証し、さらに具体的な再犯リスク要因を明らかにしたという意義が認められる。

本研究は保護観察におけるリスク評価を含むアセスメントの方法を構築するための基盤となる知見を示したものと言える。今後は、保護観察処遇においてどのような要因に焦点を当てることが有益であるか(ニード)、さらに、保護観察対象者の特性に応じてどのようなアプローチをするかなどの留意事項(リスポンシビティ)を探求するための統合的なアセスメント法を開発することが求められる

さらなる課題としては、本研究により作成したスケールの妥当性を検証することである。加えて、2016年6月から制度が開始された保護観察付一部猶予者については、本研究で分析することができなかったため、そのデータを加えた分析をすることも課題である。

[謝辞]

本論文の執筆に当たり、千葉大学教育学部羽間京子教授に懇切な御助言をいただきました。深謝申し上げます。

参考文献

- Andrews, D. A. and Bonta, J., *The Psychology of Criminal Conduct*. 5th ed. New Providence, NJ: Matthew Bender & Company, 2010.
- Andrews, D. A., Bonta, J. and Wormith, S., *LS/CMI: Level of Service Inventory*. Tronto, Canada: Multi Health Systems, 2004. <<https://www.mhs.com>>
- Andrews, D. A. and Dowden, C., "Risk Principle of Case Classification in Correctional Treatment: A Meta-analytic Investigation", *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology* vol.50, 2006, pp. 88-100.
- Bonta, J., Law, M. and Hanson, K., "The Prediction of Criminal and Violent Recidivism Among Mentally Disordered Offenders: A Meta-analysis", *Psychological Bulletin* vol. 123, 1998, pp.123 - 142.
- California Department of Corrections and Rehabilitation, *COMPAS Assessment Tool Launched: Evidence-based Rehabilitation for Offender Success*, 2008. < <https://www.cdcr.ca.gov>>
- Cottle, C. C., Lee, R. J. and Heilbrun, K., "The Prediction of Criminal Recidivism in Juveniles: A Meta-analysis", *Criminal Justice and Behavior* vol. 28, 2001, pp.367 - 394.
- Hanson, R. K., Bourgon, G., Helmus, L. and Hodgson, S., *A Meta-analysis of the Effectiveness of Treatment for Sexual Offenders: Risk, Need, and Responsivity*. Public Safety Canada, 2009.<<http://www.publicsafety.gc.ca/cnt/rsrscs/pblctns/2009-01-trt/index-eng.aspx>>
- Hanson, R. K. and Bussière, M. T., "Predicting Relapse: A Meta-analysis of Sexual Offender Recidivism Studies", *Journal of Consulting and Clinical Psychology* vol. 66, 1998, pp. 348 - 362.
- Hoge, R. D. and Andrews, D. A., *Youth Level of Service / Case Management Inventory: YLS/CMI*. Tronto, Canada: Multi Health Systems, 2002. <<https://www.mhs.com>>
- 法務省 「法務省式ケースアセスメントツール (MJCA) の開発と運用開始について」(2013年) <http://www.moj.go.jp/kyoseil/kyosei03_00018.html>
- 法務省 「平成29年版犯罪白書」(2017年)。
- Johnson, J. L., Lowenkamp, C. T., VanBenschoten, S. W. and Robinson, C. R., "Construction and Validation of the Federal Post Conviction Risk Assessment (PCRA)", *Federal Probation* vol.75, 2011, pp. 16-29.
- 勝田聡「リスク・ニード・リスボンシビティモデルを踏まえた保護観察処遇についての考察」『人文社会科学研究』32号(2016年)63-76頁。
- 勝田聡・羽間京子「保護観察所における性犯罪者処遇のあり方について：再犯リスクの分析を踏まえて」『犯罪と非行』176号(2013年)215-227頁。
- 森丈弓・高橋哲・大淵憲一「再犯防止に効果的な処遇の条件：リスク原則に焦点を当てて」『心理学研究』87巻4号(2016年)325-333頁。
- Motulsky, H., *Intuitive Biostatistics; A Nonmathematical Guide to Statistical Thinking*, 2nd ed. New York, NY: Oxford University, 2010.
- (Motulsky, H 津崎晃一(訳)「数学いらずの医科統計学 第2版」メディカル・サイエンス・インターナショナル(2011年)。
- 西川正和・大場玲子・寺戸亮二「保護観察対象者の分類の基準に関する研究」『法務総合研究所研究部報告』30(2006年)。
- Prendergast, M. L., Pearson, F. S., Podus, D., Hamilton, Z. K. and Greenwell, L., "The Andrews' Principles of Risk, Need, and Responsivity as Applied in Drug Abuse Treatment Programs: Meta-analysis of Crime and Drug Use Outcomes", *Journal of Experimental Criminology* vol.9, 2013, pp. 275-300.
- 最高裁判所「司法統計年報 少年事件編」(2017年)。
- 山本麻奈・松嶋祐子a「性犯罪者処遇の現状と展望(第2回)：性犯罪再犯防止指導の受講前後比較による効果検証について(その1)」『刑政』123巻10号(2012年)86-95頁。
- 山本麻奈・松嶋祐子b「性犯罪者処遇の現状と展望(第3回)：性犯罪再犯防止指導の受講前後比較による効果検証について(その2)」『刑政』123巻11号(2012年)70-79頁。

Factors Related to Recidivism Among Probationers and Parolees in Japan

Satoshi Katsuta

The present study examines factors related to recidivism among offenders. The participants were Japanese offenders with suspended sentences on probation ($n = 500$) and those on parole ($n = 500$). A Kaplan–Meier survival analysis revealed that the recidivism rate among participants with previous convictions, compared with those without, was significantly higher. A stepwise multivariate Cox proportional hazard regression analysis revealed that the risk factors for recidivism among parolees were a higher number of prison sentences, non-traffic offences, alcohol abuse, and employment problems, while those among probationers were having a juvenile record, previous convictions, no high school education, former drug use, and gambling addiction. Scales including these factors were then developed.

Keywords : **Japan, Probationers, Parolees, Recidivism**